上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
藤原宮跡	昭和二十一年文部省告示第百二十号、昭和二十九年文化財保護委員会告示第十三号、昭和五十二年文部省告示第二十四号、昭和五十八年文化財保護委員会告示第三十三号、昭和五十九年文部省告示第百七十九号、昭和六十一年文部省告示第百二十二号、平成元年文部省告示第百二十五号、平成二年文部省告示第二百二十六号、平成二年文部科学省告示第二百二十七号	奈良県橿原市縄手町 同　高殿町 同　別所町	一七二番一、一七二番三、一七五番五、一七五番七、一七五番八、一七五番九、一七六番八、一七六番一一、一七六番一二、一七七番一、一七七番三、一八〇番一五番
水城跡	大正十年内務省告示第三十八号、昭和三年文部省告示第三十三号、昭和二年文部省告示第百七十六号、昭和十六年文化財保護委員会告示第百八十七号、昭和四十九年文部省告示第二百十九号、昭和五十八年文部省告示第百三十六号、昭和五十九年文部省告示第百五十七号、昭和六十一年文部省告示第百二十二号、平成元年文部省告示第百二十五号、平成二年文部省告示第二百二十六号、平成二年文部科学省告示第二百二十七号、平成二年文部科学省告示第二百二十八号	福岡県太宰府市国分一丁目 同　大野城市下大利四丁目 同　大野城市下大利五丁目	二五八番、一三〇八番、一五二九番 六九一番七、六九一番一〇、六九一番一二、六九一番一五、八二八番六、八四八番三九、八四五番四、八四五番五

○文部科学省告示第四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡及び特別天然記念物に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成二十五年三月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
原の辻遺跡	平成九年文部省告示第百五十三号、平成十二年文部省告示第百七十三号、平成十年文部科学省告示第百七十五号、平成十一年文部科学省告示第八号、平成二十二年文部科学省告示第二十四号	長崎県壱岐市芦辺町深江鶴亀触字原 同　石田町石田西触字大原	一二七一番一、一二七三番一、一二七四番一、一二七五番一、一二七七番一、一二七九番一、一三三二番一
日光杉並木街道附並木寄進碑	大正十一年内務省告示第四十九号、昭和二十八年文化財保護委員会告示第三十八号、昭和二十九年文部省告示第二百十六号、昭和五十五年文部省告示第百六十号、昭和六十年文部省告示第百四十八号、平成元年文部省告示第百九十四号、平成三年文部省告示第百十七号、平成四年文部省告示第百十四号、平成七年文部省告示第四号、平成十年文部省告示第百十四号	栃木県日光市小代字東原 同　板橋字橋際 同　小倉字田中台 同　小倉字海道東 同　小倉字東原	一五三九番一のうち実測九九七・二四平方メートル、一五三九番三のうち実測六〇・三三平方メートル、一五四〇番一、一五四〇番二、一五四一番のうち実測三五〇・八五平方メートル、一五四四番のうち実測二〇六・一三平方メートル、一五四五番二、一五四五番四、一五四五番五、一五四五番六、一五四六番二のうち実測二一五・六二平方メートル、一五四六番四のうち実測一一五・六六平方メートル、一五四六番五のうち実測一六・八二平方メートル、一五四七番一のうち実測七九・五四平方メートル 一六〇五番一 二二六番二、二二六番三、二二六番五、二二六番六 四八番二、四九番五 八二五番二、八二六番三、八四八番一、八四八番二、八四八番三、八〇五番二 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を栃木県教育委員会及び日光市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。